

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年9月20日
【会社名】	株式会社メディビックグループ
【英訳名】	MediBIC Group
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 喜多見 浩次
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号
【電話番号】	03-3222-0132
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 三坂 大作
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号
【電話番号】	03-3222-0132
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 三坂 大作
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 699,925,800円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,955,100株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社の単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成25年9月20日(金)開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,955,100株	699,925,800	349,962,900
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	1,955,100株	699,925,800	349,962,900

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、349,962,900円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
358	179	100株	平成25年10月7日 (月)	-	平成25年10月7日 (月)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込み及び払込みの方法は、払込期日までに募集株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

4. 本有価証券届出書の効力発生後、割当予定先から申込みがない場合は、募集株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社メディビックグループ 管理本部	東京都千代田区紀尾井町4番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 新橋駅前支店	東京都港区新橋2丁目12-11

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
699,925,800	47,800,000	652,125,800

（注）1．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2．発行諸費用のうち、割当候補先紹介料（37,800,000円）、候補先の属性調査関係費用（5,000,000円）、弁護士費用（2,000,000円）、登録免許税等（3,000,000円）で、概算47,800,000円を予定しております。

（2）【手取金の使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
遺伝子解析設備の増強資金 （新株式発行により調達する資金を充当）	100	平成26年1月 ～ 平成26年12月
アニマルステムセル社完全子会社化資金 （新株式発行により調達する資金を充当）	300	平成25年10月
検体保管施設拡充資金 （新株式発行により調達する資金を充当）	100	平成26年1月 ～ 平成26年12月
本社移転及び運転資金 （新株式発行により調達する資金を充当）	152	平成25年10月 ～ 平成26年2月

遺伝子解析設備の増強資金：100百万円

株式会社メディックグループ及び株式会社メディックがこれまで行ってきた遺伝子による体質検査事業である「おくり体質検査」サービスは、調剤薬局やクリニックを通じて販売してきましたが、今後はインターネットを通じて直接販売も行います。その第一の対象者として、本年9月より乳がん患者を対象とした遺伝子検査のネット販売を開始します。このネットを通じた直販事業では、今後、様々な新規の遺伝子解析サービスメニューを開発し、その対象となる患者もしくは健康者への販売拡大を行う予定です。

当該サービスの受注から遺伝子解析、結果報告まですべての業務を株式会社メディックの施設である関西ラボ（以下、「遺伝子解析センター」という）にて行う予定です。

このネット販売では、患者自らが本サービスのサイトにアクセスして遺伝子検査の申込みを行います。この申込みを受けて、DNA採取キット（以下、「キット」という）を患者に発送し、患者はそのキットを使って口腔内粘膜を採取し、遺伝子解析センターに返送してもらいます。返送されたキットからDNAを抽出し、解析します。最終的には解析結果をレポートとしてまとめあげ、患者のみがアクセスできるデータベースにアップロードします。アップロードした瞬間に、患者には解析結果通知がメールで届き、患者本人が専用の「マイページ」にて確認する仕組みになります。

乳がん患者だけでも対象患者数は数万人規模になりますが、仮に対象者の数パーセントの患者から注文を受けた場合、現在の遺伝子解析センターの月間処理能力を超えることが予想されます。患者は一日でも早く検査結果を知りたいという切実な思いがありますので、そのニーズに対応するために業務工程の自動化及び解析処理能力の増強が必須となります。

業務工程の自動化とは、当該サービスの専用サイトから注文を受け、その情報を得たら直ちにキットの発送手続きから発送状況の把握、返送されたキットの受取確認、キットの匿名化、DNAを抽出、解析、保管、結果報告にいたるまですべての工程を自動化（システム化）するものです。

現在、上記しました業務工程のうち、DNAの抽出作業等は、複数のスタッフが手動で行っておりますが、自動化が実現する事により月間処理能力が現在の5倍に向上する見込みです。

これら業務工程の自動化に対して、平成26年に100百万円を充当する予定であります。

株式会社アニマルステムセルの完全子会社化資金：300百万円

完全子会社化する株式会社アニマルステムセルと同社の子会社である株式会社日本再生医療機構の会社概要は以下の通りです。

株式会社アニマルステムセル概要

(1) 名 称	株式会社アニマルステムセル
---------	---------------

(2) 所在地	東京都小金井市中町2 24 16 農工大多摩小金井ベンチャーポート102	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 窪島 肇	
(4) 事業内容	幹細胞を用いた動物治療(培養)支援 再生医療、幹細胞の研究開発および細胞製剤の製造	
(5) 資本金	6,040万円(注)	
(6) 設立年月日	2011年11月	
(7) 大株主及び持株比率	OPTIC FINANCE LIMITED 100%	
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
	人的関係	当社の代表取締役社長である喜多見浩次は、2013年3月末日まで当該会社の代表取締役でした。
	取引関係	当社と当該会社との間には、過去に細胞の生存率試験について、当社より当該会社に委託しております。
(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態		
	決算期	平成24年9月期
	純資産	556,277円
	総資産	7,596,986円
	1株当たり純資産	695.34円
	売上高	7,213,500円
	営業利益	87,954円
	経常利益	30,992円
	当期純利益	156,277円
	1株当たり当期純利益	195.34円
	1株当たり配当金	0円

(注) 株式会社アニマルステムセルは、平成25年7月にOPTIC FINANCE LIMITEDによる6,000万円の増資を行っております。平成25年7月26日にOPTIC FINANCE LIMITEDが株式会社オプティック・ジャパンより株式会社アニマルステムセルの株式の100%を取得しております。

株式会社アニマルステムセル子会社(株式会社日本再生医療機構)の概要

(1) 名称	株式会社日本再生医療機構	
(2) 所在地	東京都港区海岸1-1-1	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 窪島 肇	
(4) 事業内容	幹細胞を用いた再生医療事業	
(5) 資本金	7,900万円	
(6) 設立年月日	平成23年8月	
(7) 大株主及び持株比率	株式会社アニマルステムセル	52.23%
	株式会社MKMホールディングス	47.77%
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
	人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。

(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態		
決算期	平成24年7月期	
純資産	147,000,000円	
総資産	198,815,000円	
1株当たり純資産	93,631.05円	
売上高	(注)	
営業利益		
経常利益		
当期純利益		
1株当たり当期純利益		
1株当たり配当金		

(注) 当該会社は、平成23年8月の創業時から幹細胞培養施設の建設及び試験培養を行っており、外部への営業活動は行っていません。

OPTIC FINANCE LIMITEDについて

- (1) 名称 OPTIC FINANCE LIMITED
- (2) 所在地 TrustNet Chambers, P.O. Box 3444, Road Town, Tortola, British Virgin Islands.
- (3) 代表者の役職・氏名 板橋光一、久保伸夫
- (4) 事業内容 投資事業
- (5) 資本金 US\$1.00
- (6) 設立年月日 1999年3月19日
- (7) 純資産 8,068千円
- (8) 総資産 651,065千円
- (9) 大株主及び持株比率 株式会社Resort & Medical Investment 100%

(10) 当社と該会社の関係

資本関係

当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。

人的関係

当該会社のDirectorである板橋光一氏は、当社の大株主である株式会社CFキャピタルの代表取締役です。

取引関係

当該会社のDirectorである久保伸夫氏とは2013年4月～7月まで当社子会社である株式会社メディビックと顧問契約を締結しておりました。

関連当事者への該当状況

当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

人的関係がありますOF社Director板橋氏は、当社の大株主である株式会社CFキャピタルの代表取締役でもありますが、当社がアニマルステムセル社の買収を検討する過程及び決定機関において、OF社、CFキャピタル社のDirector、役員及び従業員は関与していません。

取引関係があったOF社Director久保氏は、ドクターとしての専門業務等を委託していましたが、現在、契約は終了しており、取引関係はございません。

MKMホールディングスについて

- (1) 名称 株式会社MKMホールディングス
- (2) 所在地 東京都千代田区霞ヶ関3 6 14
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 銅子正人
- (4) 事業内容 投資事業、M&Aアドバイザー業務
- (5) 資本金 1,000万円
- (6) 設立年月日 2010年7月23日
- (7) 当社と該会社の関係

資本関係

当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。

人的関係

当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。

取引関係

当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。

関連当事者への該当状況

当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

株式会社アニマルステムセル（以下、「アニマルステムセル社」といいます。）は、国内初となる「犬の幹細胞による獣医師主導型治験」の運営及び治験薬（幹細胞）製造業務を行っている会社です。アニマルステムセル社は、幹細胞治療による「安全性」と「有効性」を評価することを目的として現在、「脊髄損傷」と「重症肝疾患」の2つのプロトコル（治験実施計画書）を農林水産省に届出し、受領され、全国420の動物病院と治験実施契約を締結し、治験インフラを構築しています。この治験薬で求められる高い品質の幹細胞製造技術（培養・品質評価技術）を取り込むことで、動物のみならずヒト医療への分野へも応用展開が可能となります。

一方、株式会社メディックグループ及び連結子会社4社（以下、「当社グループ」という）の事業は、遺伝子と薬剤の関係性を解析することにより、事前に副作用や有効性を予測することや、遺伝子を増幅させる試薬の販売、遺伝子を保管管理すること、さらには、それらに必要とされるシステムやアプリケーションの開発などです。

当社グループがこれらの事業を通じて得たノウハウや技術は、遺伝子市場の領域だけではなく、再生医療（注）の分野でも活用することが可能です。

その一つとして、当社グループの遺伝子解析技術を用いることで幹細胞の性質をタンパク質ではなく、遺伝子情報により、明確かつ詳細に物質的な評価を行うことや、幹細胞を培養する（増やす）過程で遺伝子に変化がないかどうかなど安全性の評価にも応用することができます。このような遺伝子情報による幹細胞の多面的な評価の仕組みを構築することで、当社グループの事業領域を拡大させることが期待できます。

（注）再生医療とは、損傷した組織や細胞を再生・修復する能力があるとされる幹細胞の移植や、人工的に臓器を再建し移植するなど、失われた機能を回復させるための医療技術を総合したものです。

再生医療は、近年急速に発展している研究領域です。その高い安全性ゆえに、短期間に世界で多くの臨床開発が展開しており、すでに製剤化（薬事承認）されているものもあります。国内でもiPS細胞（人工多能性幹細胞）を主として、早期の産業化及び国家成長戦略の一環として多額の研究費が予算計上されており、再生医療市場は、急速かつ世界的に拡大していると言えます。

このような新たな事業機会の到来を受け、当社グループは、これまでの既存事業である遺伝子情報を活用した評価方法等により、再生医療市場で幅広い事業機会を獲得することが可能となりますが、再生医療のカギとなる幹細胞に関する技術（培養技術、品質評価技術）や培養設備は持っていません。これは今後の事業拡大を行う時に大きな足かせとなります。そこで当社グループでは、より高い競争力を得て、かつ短期間で事業成長を加速させることを目的として、幹細胞製造技術を有するアニマルステムセル社を買収することを決定しました。

買収金額につきましては、その公平性を妥当性を確保するため、独立した第三者機関である株式会社エスネットワークス（東京都千代田区丸の内1-8-1 丸の内トラストタワーN館15階 代表取締役 須原 伸太郎）から取得したアニマルステムセル社及び日本再生医療機構社の算定書に記載された内容・結果を踏まえつつ、当事者間で協議し、交渉の結果による金額になります。

上記の買収資金のために、300百万円を充当する予定であります。

検体保管施設拡充資金：100百万円

の「遺伝子解析設備の増強資金」にて記述されているように、患者から回収したDNAは匿名化された上で保管されます。DNAは一度抽出して保存しておくことで複数回の解析に用いることが可能です。つまり、同一の患者であれば、遺伝子検査メニューをネット上でクリックするだけで、その解析結果を取得できるのです。このような患者（顧客）の利便性の向上と業務の効率化を図るために、遺伝子解析センター内において検体保管設備の拡充が必要となります。

また、当社グループは平成17年よりDNAや細胞などの検体保管事業を財団法人先端医療振興財団（以下、「財団」という）と共同で行っております。財団が管理運営を行っている神戸臨床研究情報センター（以下、「TRI」という）の一部の施設を活用して大学研究機関や製薬企業からの検体を保管管理してきました。まだ、TRIのキャパシティは飽和状態ではありませんが、近年、このサービスに対する需要が増加しております。この背景には、東日本大震災や今後予想される大規模震災などが挙げられます。もし、このような震災や災害が発生した場合には、過去数十年に及ぶ研究で取得した膨大な検体や希少性の高い検体が損なわれる可能性があり、そういったリスクを軽減するために検体保管ニーズが拡大しつつあります。

これらの需要に応え事業規模を拡大するためにも、検体保管容量の拡大が必要となります。TRIだけではなく、当社グループにおいても単体で検体保管施設を所有することを予定しております。現時点では、いくつかの設置エリアを検討しており、そのために平成26年に当該施設に対して100百万円（保管室に対して5,000万円、超低温フリーザーに対して5,000万円）を充当する予定であります。

本社移転及び運転資金：152百万円

現在の本店所在地である東京都千代田区紀尾井町にあるホテルニューオータニ・ガーデンコートの事務所の収容人数は最大で10人であり、各事業部の人員を増員できない状況となっています。今後の事業拡大(遺伝子解析事業と再生医療事業)に基づき収容人数のキャパシティー確保とグループ内で散在する従業員の集約化を図るため、本店を移転する予定であります。

現時的における移転先は、東京都23区内を予定しており、移転先が確定し次第公表いたします。移転費用の内訳として、保証金38百万円、内装費30百万円、輸送費10百万円の合計78百万円を予定しております。

また、平成25年10月から平成26年1月までの運転資金(人件費52百万円、仕入資金22百万円)として74百万円を充当する予定であります。

なお、当該調達資金を実際に支出するまでには、当社グループの銀行口座にて管理いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

株式会社夢真ホールディングス(東証ジャスダック:2362)

名称	株式会社夢真ホールディングス
本店の所在地	東京都文京区大塚3 11 6
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 平成24年12月18日 第34期(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日) 四半期報告書 平成25年8月14日 第35期第3四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日) 四半期報告書 平成25年5月15日 第35期第2四半期(自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日) 四半期報告書 平成25年2月14日 第35期第1四半期(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日)

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要

株式会社夢テクノロジー(東証ジャスダック:2458)

名称	株式会社夢テクノロジー
本店の所在地	東京都文京区大塚3-20-1
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 平成24年12月18日 第24期(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日) 四半期報告書 平成25年8月9日 第25期第3四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日) 四半期報告書 平成25年5月15日 第25期第2四半期(自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日) 四半期報告書 平成25年2月14日 第25期第1四半期(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日)

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要

A-1合同会社

名称	A-1合同会社
本店の所在地	東京都港区南青山1-3-1
代表者の役職及び氏名	代表社員 宮澤栄一
資本金	3,000千円
事業の内容	有価証券の保有、運用、管理、売買、他
主たる出資者及びその出資比率	宮澤栄一 100%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

(注)宮澤栄一[株式会社デジタルハーツ 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティビル32F 東証1部(3620) 代表取締役社長 主な事業:総合デバックサービス]

a. 割当予定先の概要

日野洋一

氏名	日野洋一	
住所	東京都目黒区	
職業の内容	勤務先の名称 及び役職	株式会社鉄人化計画 代表取締役会長
	所在地	東京都目黒区八雲一丁目4番6号
	事業の内容	空間提供型アミューズメント施設の運営

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

(1) 割当予定先を選定した理由

当社は、平成25年8月12日に発表しております「平成25年12月期 通期連結業績予想の修正（平成25年1月1日～平成25年12月31日）」のとおり、今期末も大幅な経常損失を見込んでおり、自己資本の毀損が避けられない財政状況でございます。このような状況を鑑み、資金調達の確実性及び自己資本の拡充による財務基盤の強化を図るため、第三者割当増資による資金調達を検討し、平成25年7月から割当予定先を選定するため複数の投資家と交渉してまいりました。その中で、当社取締役である三坂氏と同じ金融系会社に勤務し、懇意にしていた冨田雅史氏（MKコーポレーション合同会社：東京都世田谷区、代表社員：冨田雅史、主として経営コンサルティング）を三坂氏より紹介され、冨田氏が過去に金融機関に在席し、幅広く投資家にネットワークをお持ちであり、直近の1年の間にも他の上場企業の資金調達の実績があることから投資家との仲介を引き受けて頂くこととなり、平成25年8月に当社とのアドバイザー契約を結ぶこととなりました。

割当予定先である株式会社夢真ホールディングス、株式会社夢テクノロジーは、過去にMKコーポレーション合同会社を通じ、他の上場会社（アンジェスMG株式会社：東証マザーズ4563）の第三者割当増資の引き受け実績があることから平成25年8月に冨田氏よりご紹介頂き、当社は、割当予定先の代表者である佐藤真吾氏に対し、当社代表喜多見より当社の事業内容及び今後の事業戦略について説明を行い、協議を重ねました。その結果当社の事業戦略、資金の必要性及び時期等をご理解頂いたうえで両社の資金運用の一環として、今回の資金調達の支援をして頂くこととなりました。

A-1合同会社についても同様に、過去にMKコーポレーション合同会社を通じ、他の上場会社（アンジェスMG株式会社：東証マザーズ4563）への第三者割当増資の引き受け実績があることから、平成25年8月に冨田氏よりご紹介頂き、割当予定先の代表者である宮澤栄一氏に対し、当社代表喜多見より当社の事業戦略及び資金需要を説明し、本第三者割当増資をA-1合同会社における中長期的な資金運用としてご理解して頂きご支援頂くこととなりました。

日野洋一氏については、当社取締役である疋田氏が5年ほど前よりファイナンス関係の仕事を通して知己を得ていた関係で平成25年8月に紹介を受け、日野氏に当社代表喜多見より当社の事業戦略及び資金需要を説明し、本第三者割当増資を日野洋一氏における中長期的な資金運用としてご理解して頂きご支援頂くこととなりました。

以上から、上述の各社各人を割当予定先として選定することが、当社の企業価値及び株式価値の向上並びに既存株主の皆様の利益に資するものと判断いたしました。

(2) 本資金調達方法を選択した理由

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、社債、公募増資、株主割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。当社の現況において、銀行借入及び社債による資金調達は、創業以来連続して経常赤字である事や今期末連結業績においても経常赤字が避けられない状況にあることから、与信枠や高い支払利息等のコストの問題があり、また自己資本比率の低下を招く等の理由から、事実上調達困難な状況でございます。そのため、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融に依拠せざるを得ない状況であります。そこで、数あるエクイティ・ファイナンス手法から資金調達手法を選択するにあたり、昨今の相場環境に鑑みて、既存株主の皆様の利益に充分配慮した仕組みを備えた手法であるかどうかを重視して以下の資金調達方法を検討いたしました。

公募増資及び株主割当増資については、第三者割当による株式の発行より調達に要する時間がかかること、コストもより割高であること、過去連続して赤字を計上している当社の業績や無配が続いている現状では引受先が集まらないリスクが高いため、困難であり、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

また、当社は平成25年8月12日に発表しております「平成25年12月期 通期連結業績予想の修正（平成25年1月1日～平成25年12月31日）」におきまして、今期末も大幅な経常損失を見込んでおり、更なる自己資本の毀損が避けられない状況にあり、確実な資本増強策が求められております。

この点、今回の割当予定先に対する本新株式の発行による資金調達方法は、本新株式の発行による払い込みにより当社の当面の資金需要に対処することができ、買収資金及び設備資金を調達したいという当社のニーズ資金及び確実な資本増強を充足し得るものであり、当該資金によるアニマルシステムセル社買収及び設備投資が当社の業績に大きく寄与する可能性があることから、株式の希薄化を加味しても現時点における最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

株式会社夢真ホールディングス	558,600株
株式会社夢テクノロジー	279,300株

A-1合同会社	837,900株
日野洋一	279,300株

e. 株券等の保有方針

当社は、本第三者割当増資により発行される株式について、各割当予定先が当社の今後の事業戦略を理解して本件の割当予定先となった経緯の中で、今回の引受けは、当社の企業価値向上を目指した純投資であり、今回の資金調達における資金使途(アニマルステムセル社買収及び設備投資)が当社業績に及ぼす好影響を期待してのものである旨の意向を表明して頂いており、中長期の保有を行う方針であることを口頭にて当社代表喜多見が各引受先の代表者と確認しております。また、各割当予定先が新株式を第三者に譲渡、その他方法により処分、または継承させようとする場合は、事前に当社に通知し、当社の意見及び意向を確認し、尊重した上でこれを行うこととなっております。さらに、割当予定先が発行日より2年以内に新株式を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告する旨、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告する旨及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を得る予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

株式会社夢真ホールディングス

直近提出の有価証券報告書及び第3四半期報告書に基づき現預金残高を確認しており、払込に要する財産の存在について確実なものと判断しております。

株式会社夢テクノロジー

直近提出の有価証券報告書及び第3四半期報告書に基づき現預金残高を確認しており、払込に要する財産の存在について確実なものと判断しております。

A-1合同会社

最近の財産状態の説明を当社代表喜多見が当引受予定先代表の宮澤氏より聴取し、同社提出の預金口座の通帳の写しを受領し、確認させて頂いております。

日野洋一

最近の財産状態の説明を当社代表喜多見が聴取し、日野氏提出の銀行発行残高証明書を受領し、確認させて頂いております。

以上より、当社は割当予定先が本新株式の発行価額総額の払込み及び行使に要する金額を有しているものと判断いたしました。従いまして、当社といたしましては、本資金調達スキームを実施し時機を捉えた事業資金の投入により、経営基盤の強化を着実に推進するとともに早期の業績回復を達成し自己資本の充実を図ることが、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

g. 割当予定先の実態

株式会社夢真ホールディングス、及び株式会社夢テクノロジーについて、株式会社東京証券取引所に上場していることから、東京証券取引所の提出している「コーポレートガバナンス報告書」に記載している「内部統制システム等に関する事項」を確認し、上記各割当予定先、その役員及び主要株主が、暴力若しくは威力を用いまたは詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下、「反社会的勢力」という)ではなく、かつ、これらが反社会的勢力と何ら関係有するものではないと判断しております。

A-1合同会社の役員又は主要株主(主な出資者)及び日野洋一氏については、第三者調査機関である株式会社ジンダイ(東京都千代田区神田美土代町3-4 代表取締役 焔硝岩 邦治)に調査を依頼し、反社会的勢力と何ら関係を有していないことを確認した調査報告書を受領の上、反社会勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本件発行価格につきましては、本第三者割当増資の決定に係る当社取締役会決議日の直前取引日(平成25年9月19日)までの最近1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間に株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の普通取引の終値株価の単純平均値(1ヶ月間終値平均323円、3ヶ月間終値平均272円、6ヶ月間終値平均255円)と、取締役会決議の直前取引日に株式会社東京証券取引所が公表した当社株式の終値(398円)を比較して、最も高い金額である、本第三者割当増資の決定に係る当社取締役会決議日の直前取引日に株式会社東京証券取引所が公表した当社株式の終値398円に0.9を乗じた金額である1株358円に決定いたしました。

上記期間を算定の基準としましたのは、今回の本第三者割当により発行される株式数、当社の業績の動向、当社株式の株価の推移、売買出来高水準、市場全体の環境等を勘案し、既存株主にも配慮して決定いたしました。

なお、0.9を乗じた理由については、日本証券業協会「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」(平成22年4月1日制定)を参考にしつつ、直近取引日一週間においても当社株価が大きく変動していることを踏まえた当社株価の変動状況、財務状況や業績見込、事業環境等を総合的に勘案するとともに、割当予定先との十分協議の上によるものであります。

当該払込金額は、第三者割当の決定に係る当社取締役会決議日の直前取引日の終値398円に対しては約10.1%のディスカウント、直前取引日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値である323円に対しては約9.8%のプレミアム、過去3ヶ月間の終値の単純平均値である272円に対しては約31.6%のプレミアム、過去6ヶ月間の終値の単純平均値である255円に対しては約40.4%の、プレミアムとなっていることから、日本証券業協会の「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」(平成22年4月1日)にも準拠しており、取締役会としては、特に有利な金額に該当するものではないと判断しております。

また、以上のことから、当社監査役全員より、発行条件が特に有利な金額には該当しないとの取締役会の判断を相当とする旨の見解をえております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第三者割当により発行される本新株式は、1,955,100株であり、平成25年6月30日現在の当社発行済株式総数26,254,720株に対し7.45%(平成25年6月30日現在の当社議決権個数262,541個に対しては7.45%)となり、これにより既存株主におきましては、株式持分及び議決権比率が低下致します。また、1株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

しかしながら、前述の資金使途のとおり、遺伝子解析設備の増強 アニマルステムセル社完全子会社化による再生医療事業への進出 検体保管施設拡充 等は、当社グループの競争力を強化し、今後、継続的かつ安定的に収益を計上する企業になるための欠かせない投資であると考えております。

当社といたしましては、本資金調達、企業価値及び株主価値の向上に大きく寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社CFキャピタル	東京都豊島区高松2丁目6-5	5,000,000	19.04%	5,000,000	17.73%
橋本 康弘	大阪府東大阪市	866,500	3.30%	866,500	3.07%
A-1合同会社	東京都港区南青山1丁目3-1		%	837,900	2.97%
株式会社夢真ホールディングス	東京都文京区大塚3丁目11-6		%	558,600	1.98%
カブドットコム証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目3番2号	553,200	2.11%	553,200	1.96%
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町2丁目4-1	382,620	1.46%	382,620	1.36%
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9-1	292,000	1.11%	292,000	1.04%
株式会社夢テクノロジー	東京都文京区大塚3丁目20-1		%	279,300	0.99%
日野 洋一	東京都目黒区		%	279,300	0.99%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	202,000	0.77%	202,000	0.72%
計	-	7,296,320	27.79%	9,251,420	32.80%

(注) 1. 平成25年6月30日現在の株主名簿を基準として、本新株式発行を勘案して記載をしております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年6月30日現在の発行済株式総数26,254,720株(総議決権数262,541個)に、A-1合同会社に割当てる予定の本新株式837,900株(議決権8,379個)、並びに、株式会社夢真ホールディングスに割当てる予定の本新株式558,600株(議決権5,586個)、株式会社夢テクノロジーに割当てる予定の本新株式279,300株(議決権2,793個)、日野洋一氏に割当てる予定の本新株式279,300株(議決権2,793個)を加えて算定しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第13期)及び四半期報告書(第14期第2四半期)(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成25年9月20日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日(平成25年9月20日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出について

組込情報である第13期有価証券報告書の提出日(平成25年3月29日)以降、本有価証券届出書提出日(平成25年9月20日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成25年4月4日提出の臨時報告書)

1 提出理由

平成25年3月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日
平成25年3月28日

(2) 決議事項の内容

<会社提案(第1号議案から第3号議案まで)>

第1号議案 定款一部変更の件

現行定款第3条(本店所在地)について、本店の移転により東京都渋谷区から東京都千代田区へ変更するものであります。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として、橋本康弘、大森一志、河原孝二、清水盛治、栗田豊、中江裕樹、古田政晶及び門井豊を選任するものであります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、遠藤宏、山根節及び花澤健司を選任するものであります。

<株主提案(第4号議案及び第5号議案)>

第4号議案 取締役4名選任の件

取締役として、小野稔、三坂大作、疋田賢司及び橋本康弘を選任するものであります。

第4号議案に対する修正動議

株主より上記原案に対し、取締役として橋本康弘に代え、喜多見浩次を選任する修正動議が提出されました。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役として、鈴木啓祐を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

<会社提案(第1号議案から第3号議案まで)>

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合
第1号議案	97,878	1,073		(注)1	可決 75.63%
第2号議案					

橋本 康弘	62,161	91,715		否決	40.20%
大森 一志	62,029	91,847		否決	40.12%
河原 孝二	61,790	92,086		否決	39.96%
清水 盛治	61,771	92,105	(注) 2	否決	39.95%
栗田 豊	62,104	91,772		否決	40.17%
中江 裕樹	62,124	91,752		否決	40.18%
古田 政晶	62,129	91,747		否決	40.18%
門井 豊	61,896	91,980		否決	40.03%
第3号議案					
遠藤 宏	62,148	91,680		否決	40.21%
山根 節	62,317	91,511	(注) 2	否決	40.32%
花澤 健司	62,095	91,733		否決	40.17%

< 株主提案（第4号議案及び第5号議案） >

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合
第4号議案修正動議					
小野 稔	90,967	62,885		(注) 2	可決 58.85%
三坂 大作	90,791	63,061			可決 58.73%
疋田 賢司	90,787	63,065			可決 58.73%
喜多見浩次	88,335	65,517		(注) 2、4	可決 57.14%
第5号議案					
鈴木 啓祐	90,688	63,156		(注) 2	可決 58.67%

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上によるものであります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。
3. 賛成割合の算定にあたっては、意思表示を無効とした事前行使分について、出席株主の議決権数に算入しておりません。
4. 株主提案候補者橋本康弘は、修正動議により、喜多見浩次に変更いたしました。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主の一部は加算しておりません。

(平成25年4月5日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等の異動があり、平成25年4月5日開催の監査役会において、一時会計監査人の選任を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

1) 就任する監査公認会計士等の名称

アスカ監査法人

2) 退任する監査公認会計士等の名称

監査法人よつば総合事務所

(2) 異動年月日

平成25年4月5日

(3) 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日

平成25年3月28日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等又は内部統制監査報告書における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

平成25年3月28日開催の当社第13回定時株主総会において、当社の経営体制が刷新されたことに伴い、当社の会計監査人であります監査法人よつば総合事務所から辞任の申し出があり、平成25年4月5日付で受諾いたしました。これに伴い、当社監査役会は、当社の会計監査人が不在になることを回避し、適正な監査業務が継続的に実施される体制を維持するため、アスカ監査法人を一時会計監査人に選任することを決議いたしました。

なお、アスカ監査法人からは当社の一時会計監査人への就任について内諾を受けております。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等又は内部統制監査報告書の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を受けております。

(7) 退任する監査公認会計士等が(6)の意見を表明しない理由及び当社が退任する監査公認会計士等に対し、意見の表明を求めるために講じた措置の内容

該当事項はありません。

3. 最近の業績の概要

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第13期)	自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日	平成25年3月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第14期第2四半期)	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	平成25年8月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年3月26日

株式会社メディックグループ
取締役会 御中

監査法人よつば総合事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 神 門 剛

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高 屋 友 宏

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディックグループの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メディックグループ及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年8月13日に発行した第5回新株予約権につき、平成25年1月1日から平成25年3月26日までの間に権利行使があり、新株式の発行を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社メディックグループの平成24年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社メディックグループが平成24年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年3月26日

株式会社メディックグループ
取締役会 御中

監査法人よつば総合事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 神 門 剛

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高 屋 友 宏

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディックグループの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メディックグループの平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年8月13日に発行した第5回新株予約権につき、平成25年1月1日から平成25年3月26日までの間に権利行使があり、新株式の発行を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8月13日

株式会社メディックグループ
取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 大 丸 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 法 木 右 近 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディックグループの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年1月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メディックグループ及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

その他の事項

会社の平成24年12月31日をもって終了した前連結会計年度の第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成24年8月13日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して平成25年3月26日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。